

薩摩喜入の刀工中村家

—その系図と刀の注文書—

深 港 恭 子

(本館 資料調査編集員)

日本刀と位置づけられる刀剣は、鎗と反りをもつ彎刀形式のものを言い、直刀期は考古学の分野に配される。この刀に反りのついた時代、いわゆる日本刀の起源については、はっきりとしていないらしいが、古記録に、大宝年間(七〇一〜七〇三)頃、大和国宇陀郡に天国という名工がでて、日本刀の祖になったとあるという。しかし、この時期はまだ直刀の時代であるため、今日では平安時代中期以降を日本刀の成立期と見るのが一般的のようである。そして、日本刀はその後大いに発展し、すでに平安時代末期から鎌倉時代にかけて、武器としても美術品としてもつとも優れたものが作られた時代を迎えた。薩摩刀の歴史も、この動きにそれほど遅れることなく始まる。

薩摩刀の起源は、平安時代の永延年間(九八七〜九八九)頃、大和国の正国という刀工が谷山波ノ平に下つてきて、大和伝の刀を打つたことに始まるといわれる。この正国に始まる波平派は、その後幕末まで六十四代、九百年間連綿と命脈を守り続けた。

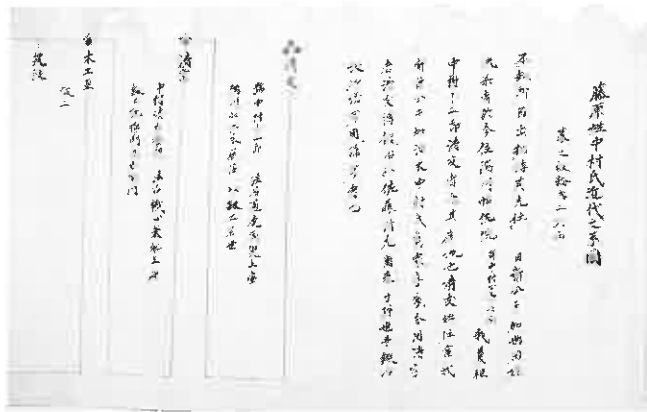
室町時代の中期になると、薩摩でも波平を中心に刀工の数が増え、中には、刀剣の中心地である備前にはるばる刀法修業にいく者も現れる。佐藤清左という人物は、「波平清左作」「薩州波平清左」といった銘の刀が存在し、波平出身であったことが確認されているが、備前国長船に赴

き清光の門にはいり、その刀法を学んだ。その清左に学んだ清友という人物がいる。今回取りあげる中村家は、この清友を初代とする一派である。

その子孫にあたる中村幸夫氏が現在鹿児島市に住まわれており、今回、中村家に伝来する「藤原姓中村氏近代之系図」と数点の史料を調査する機会を得た。その折りの氏の話によれば、父である中村清香氏は喜入に亡くなるまでお住まいであった。詳しくは後述するが、中村家が肝付氏に從い加治木から喜入に移つて以来、現在までその土地はかわつておらず、代々中村家が鍛刀に励んできた場所であるという。現在は空き家となつているが、庭や裏山を掘ると鉄くずが多く出てき、敷地内には今も古い墓が二つあるという。一つは不明であるが、もう一つは伊勢守清方のものである。

中村家に伝来した文書については、主なものは、『薩摩の刀と鐺』(福永酔剣著 昭和四〇年刊)(以後、『刀と鐺』とする)にすでに取り上げられ、論考の根拠となり、一部写真も紹介されている。また、当館は、中村家に伝来した文書の一部を保管しているが、そのほとんどは『刀と鐺』には紹介されていない。

今回、中村幸夫氏から見せていただいた文書類は、この著書に紹介さ



藤原姓中村氏近代之系図（部分）

れているものよりもかなり少なく、その後史料の一部が失われてしまったらしいことは極めて残念であるが、現在残されている中村幸夫氏蔵の史料と当館が保管する史料をあわせて、中村家について述べてみたい。当館が保管している中村家文書は、約五〇点であるが、その中で、とくに刀の注文書が、関連する書簡等を含めて二〇数点含まれており興味をそそる。その他、系図や中村家の刀工が寄進した刀の絵図なども含まれる。これらは断片的なものであるが、内容から考えると江戸中期のものを中心と思われる。

今回取り上げる史料によって、中村家の全貌を明らかにすることは難しいが、現在刀の遺作が少なく、あまりよく知られていない中村家と、当時の刀剣に関する事情を少しでも明らかにできればと考え、ここに紹介するものである。

一 刀工中村家について

(一) 中村家系図

中村家には系図が二つ伝わっている。一つは現在まで中村家に伝わり、「藤原姓中村氏近代之系図」と題され、未表装である。これは寛政六（一七九四）年没の清生の記述の後ろから、筆者、紙質ともに変わり、次の清保から現在までの部分は、近時記されたものである。『刀と

鐔』の中村家の項は、主にこの系図を根拠として述べられている。

もう一つを当館が保管している。これは中村清保が後の覚のために記したもので、「中村略系」と題され、その系図を記した顛末が最後に記されている。

それによれば、江戸の本阿弥家（本阿弥家は室町時代の研師妙本本阿弥陀佛が鑑定にも長じており、幕府お抱えの鑑定家となった。この妙本を始祖とし、代々、足利、豊臣、徳川に仕えて刀剣の鑑定や研磨を行った）から薩摩藩の鍛冶系図を書き出してくるようにとの依頼が、研師の村上家にあり、村上家から中村家へ依頼があった。そのため、清保が系図を自ら認め、寛政一（一七九九）年一月二日付で村上氏に書き送ったものである。このとき、縁戚にあたる同じく喜入の玉置家の系図も一緒に送ったとしている。また、清保はこの一連のことについて役所へ伺いをたてており、役所ではその内容を書き出して提出するようにとのことと、すぐに役所に提出したとしている。

この系図を次に示す。本来であれば、中村家蔵の「藤原姓中村氏近代之系図」を中心に紹介すべきであろうが、中村家蔵は前述したとおり『刀と鐔』で詳しく紹介されているので、今回はこれまで取り上げられてこなかった「中村略系」を紹介する意味も含めて、ここに示す。

「中村略系」は現在三つに別れてしまっている。一方所は清房の前の部分、もう一方所は清保の前の部分である。しかし、人物の補足説明が、〇〇嫡子といった形でその繋がりを明確に示しているため、それに基づき線を繋いで示した。

中村略系

○清友

号中村小二郎

木工丞

薩州佐藤清左第子
隅州加治木住又

合清常

清友嫡子清右衛門
又禪門清右衛門卜毛云

合木工丞

清常
嫡子

合清右衛門

木工丞
嫡子

合清則

清右衛門
嫡子木工丞
文祿四歲乙未親清右衛門
薩州移喜入

合清光

清則嫡子
清右衛門
天正四歲丙子生 寬永
十三歲丙子卒歲六十一

合清貞

清光嫡子與七兵衛
清右衛門後宗圓
慶長十九年甲寅生
元祿十三歲庚辰卒
歲八十七

合清行

清貞嫡子與七兵衛
後松庵
寬永十五年戊寅生一應
丸田正房成門人卜跡家流
打 正德五歲乙未卒歲七十八

家貞

清貞二男
一平
初甲伏打後波平一流
相傳号玉置一平安貞

合清房

清行嫡子
清□衛門
寬文七年丁未生享保
十九年甲寅卒歲六□
清行二男
與三兵衛

清盈

寬文十一辛亥歲生 享保
十七年癸子卒歲□十二

清興

清行三男掃部兵
自現坊扶真坊□云
延寶七年己未生二十
六歲雜髮清興入道卜毛
自現入道卜毛又山伏自
現坊卜毛銘切 宝曆
九年己卯卒歲八十一

合清信

後号清方 清房嫡子
與七兵衛 蜜右衛門 清右衛門
元祿十一年戊寅生
延享三年丙寅四十九歲
授領賜 十六容菊
伊勢守清方八十

義清

有餘ノ作歲銘切毛有
天明二年癸寅卒歲
八十五
清方二男勘二郎
後号玉置一平安在

合清生

清方嫡子兵二郎
小兵衛
享保十二年丁未生寬政
六歲甲寅卒歲六十八

清肅

清方二男池嶋家
為養子号池嶋清八

清盈

清方三男
小右衛門

清保

清生嫡子
清右衛門
寶曆六年丙子生

右之略系圖差上申候、清書等之儀者思召を以宜御頼申
上候、以上、

未十二月廿二日 中村清右衛門
村上庄兵衛様 藤原清保(花押)

右八、江戸本阿弥家御国鍛冶系圖書出呉候様二、御
研村上家江被頼越、村上家又此方へ被頼越候付、右
之通書認、未十二月廿四日、玉置家一對二テ差遣、
尤右之趣御役所江御伺申上候処二、為御伺同案の通書
出候様二被仰付候二付、則書認同日御役所江差上候、
此旨後年為覚□置候、

寬政十一年己未
十二月廿四日

藤原清保

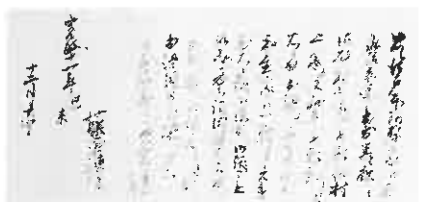
(2) 系図の検討

「藤原姓中村氏近代之系図」①と「中村略系」②の内容を比較すると、①のほうがより詳細に記されており、代々の当主の兄弟、あるいはその次代に至るまでの情報が含まれている。しかし、①と②では中村家代々の流れについてはとくに違いはなく、ほぼ一致している。これらの系図は、その他の情報が少ない中村家にとっては、極めて貴重な情報源であり、信頼性の高いものと思われる。

一方、『刀と鐔』の中村家の項には、「中村氏系図」と題された系図が掲載されているが、これと中村家の系図①②を比較すると、大きく異なる点がある。清保の父とされる清生から清保にかけての流れの部分がそ



中村略系 (中略)



うで、清保の父は清方(清信)の三男清盈の子清次であるとしている。また、本文の中でも、清保は「清次の長男であるが、刀剣書においては清生の子としてある。それは誤りである」とされている。しかし、『刀と鐔』では、同時に父清次の生年を明和二(一七六五)年、その長男清保の生年を宝暦六(一七五六)年としており、ここに明らかな矛盾が生じている。

清次については、①にも清方の三男清盈の子として記されて

いるが、清保は清方の長子清生の子とし、②でも清生の子としている。

『刀と鐔』では、①の系図とともに『新刀賞鑒余録』所載の中村家系図を参考に行っている。あるいはこちらの系図を参考にしたのであろうか。系図①②の内容が一致し、②の筆者である清保自身、自ら清生嫡子としているため、清保は清生の子としてよいのではなからうか。

中村家代々の流れについては、「藤原姓中村氏近代之系図」①「中村略系」②及び「玉置氏近代系」(玉置家文書)を参考にして「中村家系図」③として後にまとめた。

(3) 刀工中村家の起こり

「藤原姓中村氏近代之系図」の冒頭に、「……清友傳鍛冶於佐藤清左爾来子孫世業鍛冶……」とあり、『刀と鐔』に紹介されている自現坊清興が記した「鍛冶秘伝記」の中に、「当家鍛冶ノ根本」と題して、「備前ノ国ノ住人清光ヨリ薩州甕島佐藤清左相伝ス、清左中村小二郎清友ニ伝、即当家ノ先祖、鍛冶之元祖ナリ」とあり、初代清友が清左に学んで鍛冶を始めたことが記されている。ここに刀工中村家が成立する。

清友の師、清左は、前述のように波平出身で、備前で清光に学んでおり、『薩摩の刀と鐔 図録』に「薩州住清左 享祿二年二月日」、「薩摩刀名作集」に「薩州住清左 享祿三年八月日」という銘の刀が掲載されている。また、『日本刀銘鑑』によれば、清左作の年紀は、永正二、三、五、一、一七年、享祿二、三年の例があるとされており、およそこの時代の人物ということにならう。

清友の生没年は不明であるが、『刀と鐔』によれば「天新勝秘伝書」に「天文廿一年二月十一日、中村小次郎清友受伝スル也」と記されており、

天文二一（一五五二）年、清左から刀法を受伝したと思われる。

また、中村家と肝付家の関係は次のように考えられる。「藤原姓中村氏近代之系図」の冒頭に「不知所自出相傳其先仕 日新公于加治木嫡流某者於今住隅州帖佐院號中村四郎兵衛我囊祖中村小二郎清友者乃其庶流也、清友始仕宦我肝付公于加治木」とある。

これによれば、この系図が記された時代、中村家の本家は隅州帖佐に続いており、刀工中村家の初代である清友は、その庶流にあたる。肝付家が加治木にいた時その家臣に加えられた。

ここで、中村家の主家である肝付家について若干述べておきたい。肝付家は、文明一八（一四八六）年に肝付兼固が日向国大崎から隅州の溝辺に移封され、続いて大永七（一五二七）年、兼固の子兼演が加治木をあてがわれ、天文三（一五三四）年加治木に移つたとされる（『三国名勝図会』・肝付家文書）。文禄四（一五九五）年になると、喜入にいた喜入氏六代久道が永吉（現吹上町）に移封され、肝付兼三（兼篤）に喜入が与えられた。喜入町は、中世は給黎院の地であり、戦国時代の初めに喜入氏領となっていたが、これより喜入郷は喜入肝付氏の私領となった（鹿児島県の地名）。

肝付家が加治木にいたのは、大永七年から文禄四年までの六八年間であるが、肝付家が文禄四年喜入に移つたとき、中村家は清友から三代目の清右衛門とその息清則の時代を迎えており、肝付家に追従して喜入に移つた。

（4）中村家文書にみる歴代

紹介した系図で分かるとおり、中村家は代々「清」の字を名前に使っ

ている。この所以は、「藤原姓中村氏近代之系図」に「中村氏舊家字家今用清字者清友傳鍛冶於佐藤清左爾来子孫世業鍛冶故以清字用諱字者也」とあり、初代の清友が佐藤清左から鍛冶の技法を伝受し、以後子孫が鍛冶を生業としたので「清」の字を使ったとしている。

中村家代々の人々について具体的に記した資料はごく僅かで、その情報のほとんどを系図によるしかないが、当館が保管している史料の中に一部人物を補足するものがあるので、それらを紹介しておく。

日本刀という新刀期は、清光からはじまる。清行は、丸田正房に師事して相州伝の刀法を学ぶが、その後も御家流の作刀を続けた。この清行の弟に、「藤原姓中村氏近代之系図」にのみ記された盛政という人物がおり、前田家の養子となっている。前田家は天正頃から肝付家に仕え、正



中村清方口宣案 延享3(1746)年4月2日

盛の孫にあたる盛方は、薩州住平盛方などと銘を切っている（『刀と鐔』）。しかし、盛政自身が作刀したかは不明である。次の弟に安貞（家貞）がいるが、彼は独立を許されて玉置姓を名乗り、その子安代が薩摩を代表する刀工となり將軍徳川吉宗の御前で作刀することになるが、この中村家と玉置家の関わりについては、後述したい。

中村家文書の中には、刀絵

図も残されている。清房は享保一六（一七三二）年、六二歳の時に三百余社大明神へ刀を奉納している。次の清方については、現在中村家に延享三（一七四六）年伊勢守に任じられた口宣案が残されている。清方も同じく三百余社大明神へ寛延二（一七四九）年刀を奉納したことを示す史料がある。

この三百余社大明神は、『三国名勝図会』では「正一位三百余社大明神社」と記され、喜入郷の総鎮守とされ、清方の刀絵図の中にも、「薩州給黎郡喜入惣廟正一位三百余社大明神奉寄進」と記されている。慶應四（一八六八）年に、宮坂神社と改称され現在に至っている（『鹿児島県の地名』）。さらに宝暦一三（一七六三）年には、正八幡宮、八幡新田宮、開聞山、龍宮へ刀を奉納している。日付はすべて「宝暦十三癸未歳八月吉祥日」で、「薩州住伊勢守清方」と銘がある。

清方の子、清生と清庸も、同じく「宝暦十三癸未歳八月吉祥日」に霧島山に奉納した刀の絵図が残されている。宝暦一三年、親と兄弟そろって、刀を奉納したようである。清保については、先に紹介した系図を記したこと以外、詳細は不明である。

(5) 中村家と玉置家

清貞の三男安貞は、『新刀賞鑒余録』によれば、「沸のちから慶長以来の冠とすべし」と賞賛されている刀工であった（『刀と鐔』）。安貞は、正徳元（一七一二）年一二月、領主である肝付家の命により玉置姓を名乗って独立する。このとき安貞は六一歳であった。

肝付家は、文明一八（一四八六）年日向国大崎から隅州溝辺に移封された。このとき供として「九家が追従したが、その中に玉置家があった。

この「九家は代々肝付家の重臣として要職にあつたが、玉置家を含む八家は宝永年間（一七〇四〜一七一）頃すでに家名が絶えていた。そのため、正徳元年肝付兼柄がこれらの八家の再興を命じ、そのうち玉置家の再興を中村安貞が仰せ付かったのである（『喜入町郷土史』）。

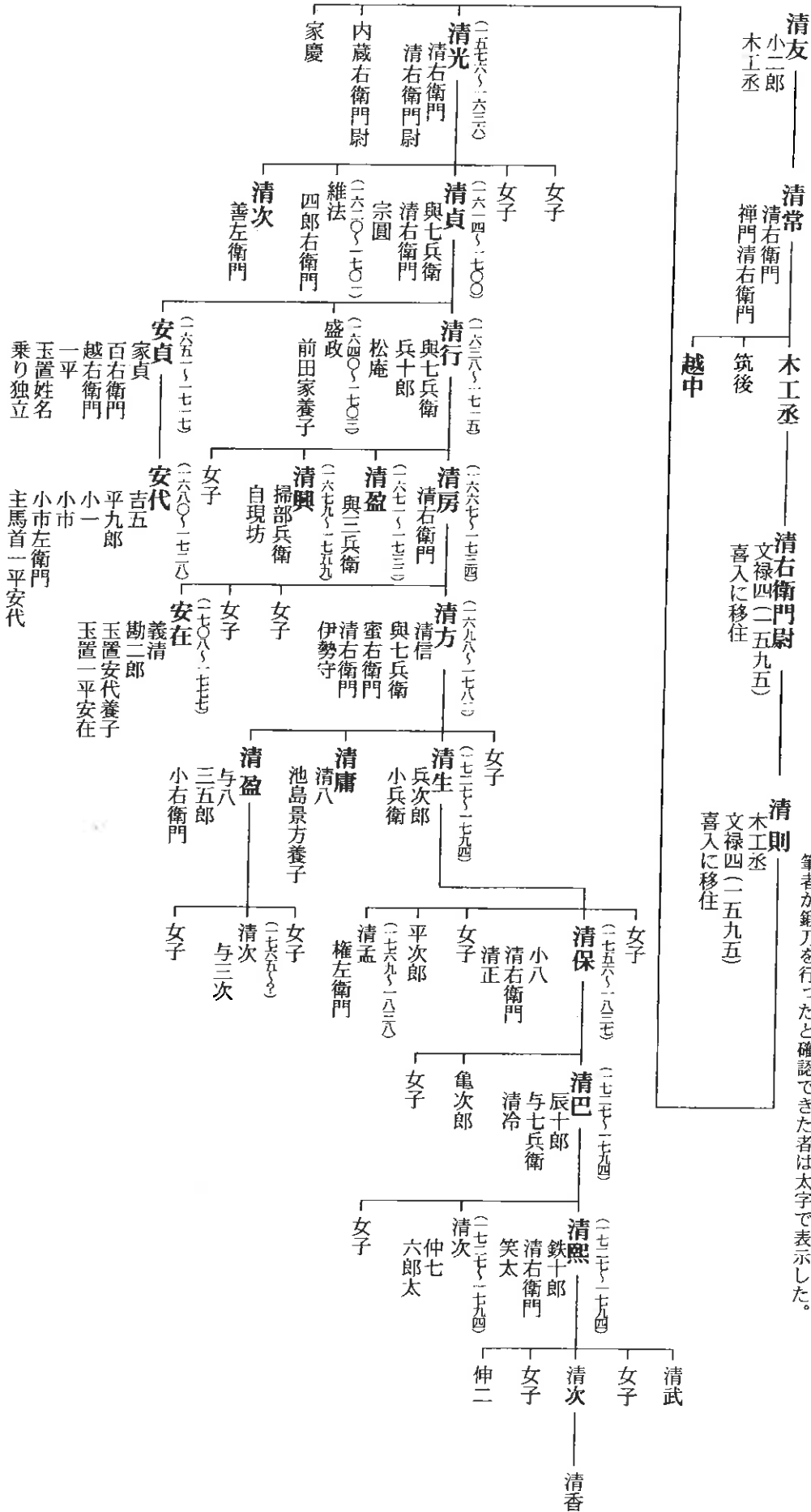
安貞は、領主肝付久兼の命によって波平五七代大和守安行の門に入り、師弟の盟約を結んだ。これは、久兼が相州伝の鍛刀を安貞に求めたからであると思われる。

薩摩における相州伝の鍛刀の祖は、丸田正房である。丸田家は備後守氏房を祖とし、『三国名勝図会』によれば、「丸田氏系譜」等には氏房は関の刀匠若狭守氏房の門に入ったとされるが、氏房が薩摩の刀工であったのか、若狭守一門で薩摩に移住したのか定かではない。正房は丸田家初代氏房の次男で、藩主家久の命によって慶長頃相州伝を修めたといわれる（玉置家文書・『三国名勝図会』）。これにより、当時江戸で流行していた相州伝の作風が薩摩にもたらされ、その後薩摩刀の作風が一気に相州伝へと移行していく。この正房に師事したのが波平安行で、これも藩主家久の命によつてであった。肝付久兼がこの安行から鍛刀を学ぶよう安貞に命じたのは、相州伝の祖正房に学んだ波平安行に師事することにより、領内喜入の地にも相州伝の鍛刀を取り入れたかったからであろう。この時安貞は三〇歳前後で、こうした経緯もあつて、安貞は早くから久兼から高い信頼を得ていたと思われる。

また、宝永七（一七一〇）年八月一日付で、安貞が山城掾を受領した旨が玉置家に伝わっている。この前年久兼はすでに亡くなつており、受領後初めての脇指二振を兼柄に献上している（『刀と鐔』）。

八家再興は安貞が早くから信頼を得ていた久兼の遺命であつたこと、

「中村家系図」③



藤原姓中村氏近代之系図、「中村略系」及び「玉置氏近代系」
 (玉置家文書)を参考にして作成
 筆者が鍛刀を行ったと確認できた者は太字で表示した。

任官のタイミングなどにより、安貞が肝付家の重臣玉置家の姓を名乗る機会を得ることになったのではなからうか。

安貞の長子安代は、延宝八（一六八〇）年四月一九日に生まれているので、父安貞が中村家から独立したとき、三一歳であった。はじめ父について刀法を学び、宝永四（一七〇七）年波平安国に師事しているが、これらの安代の刀法修業は中村家時代のことである。

安代は、享保六（一七二一）年、將軍徳川吉宗の御前で鍛刀し、一ツ葉葵紋を切ることを許され、主馬首に任官される。

八代將軍徳川吉宗は新刀の意識高揚を図るため、各領内の刀工名の報告を命じ、結果二七七名が選出された。このとき、薩摩藩からは一五名が報告されているが、その中には、安代とともに、中村清房の名もあった。さらにその中から上手の作四〇振が江戸城に集められ、最終的に選ばれたのが、島津家の玉置安代と宮原正清、黒田家の信国重包の三人で、御前で鍛刀する荣誉に浴したのである。この享保六年の浜御殿での鍛刀については、多くの資料が残され、様々な文献等に紹介されているので詳細についてはここでは触れない。いずれにしても、安代は当時の薩摩、そして日本を代表する刀工となった。

玉置家二代安代には実子がなかったため、中村家の清房の次男安在がその養子となる。安在は宝永五（一七〇八）年に生まれ、中村家の系図には義清と記される。

このように、玉置家は安貞から、安代、安在まで三代すべて中村家出身の人物で占められている。また、中村家と玉置家は、同じ喜入にあり、安代は中村家の北隣りに住し、安在以後は明治に至るまで中村家に隣接していたといわれ（『刀と鐔』）、中村家と玉置家は同じく肝付家を主家と

して、その関係は二家に別れた後も緊密であったのではなからうか。

二 刀の注文書について

中村家文書には、刀の注文書一三点と、注文に関連する書簡等九点が残されている。これらを全体的に見てみると、中村家の注文書類は大きく三つの区分けができる。

① 個人が直接刀工に依頼してやりとりをしているもの。これは後述の野本助右衛門の刀注文を参照していただきたいが、注文書には比較的細かくその好み盛り込まれている。

② 注文主の意を受けて、その家臣と思われる人物の名前、もしくは差出人名無しで注文しているもの。これらの中には、中村家の主家である肝付家からの注文なども含まれていると思われるが、これらには刀の長さ、重ね（厚さ）、幅、反りという最低限といってもいいサイズのみ記されたものが多い。

③ 御用品としての注文。これには元服用脇指に関するもの三点が含まれる。注文書そのものは残されていないが、注文後の動きや鍛刀した刀に対しての扱いや代金に関するものである。

これら三つの事例を次に具体的に示す。

（一）個人による注文 — 野本助右衛門の刀注文 —

これは、前述の①の個人からの注文の例である。中村家文書の中には、野本助右衛門という人物が刀工中村清右衛門に刀一振を注文した際の注文書一点及びそれに関連する書簡三点が含まれる。刀の注文から関連の書簡を日を追って見ていくと、刀の製作の様子などを断片的にはある

が捉えることができる。

野本助右衛門については詳細は全く不明で、月日のみの記述しかなく、宛所になつてゐる刀工中村清右衛門という名前は、前述した中村家の系図に示したとおり、中村家では代々名乗られたため、その時代や、中村家の誰への注文書であるのかは不明である。

ここに示す野本助右衛門の注文は、中村家に残された史料の中では非常に細かい指示の出された注文書の一例である。

調文

刀巻振 但かうぶせ作

- 一 長サ貳尺四寸五部
- 一 重ねしのきの上二面四部
- 一 一本八、卷寸貳部 但先二部をとる
- 一 一切先横手々上卷寸貳部 但はり出たる切先二して刃し、をつよく
- 一 一切先刃之かゑりひきへ、白尾金左衛門殿江作被遣候刀之切先之こ
- とく、かゑりを御作可被下候、
- 一 刃ミ、だれ刃 但大刃二無之様二
- 一 そり三部半 但そり過たるハ承知不申上候間、三部半々四部迄間
- 二 そりを御作可被下候、
- 一 中子長八寸
- 一 もそり不申様頼存候、

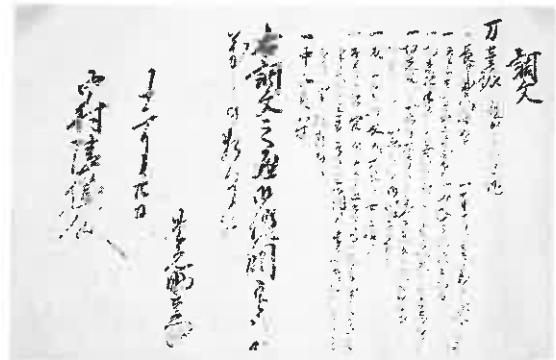
右調文之通御作調可被下候、萬事頼申候、以上、

野本助右衛門 印

十二月廿日
中村清兵衛殿

まず、「かうぶせ」とは、「甲伏せ」と書き、鍛えた鉄鋼を種々の形に組み合わせて刀にする仕事を「造り」というが、その一種で、心鉄をU字状の皮鉄で包んで鍛える技法である(『刀剣用語辞典』)。刃の部分の長さ、幅、本幅、反りのほか、峰の厚さや横手から切先までの長さ、刃の返り、刃文の形まで詳細に指示しており、極めて個人の志向が反映したものとなつてゐる。

一二月二〇日付けで注文してから八日後、助右衛門は清右衛門に第一



野本助右衛門注文書 12月20日

の書簡を出している。その中に「然ハ此節岩長氏江御傳言之趣、具ニ承候、私刀御作出シ候得共、少く有之、それ故御遣不被成之由、先 及御世話奉存候、疵等有之候得者、無是非事二奉存候、」とあり、助右衛門は、注文した刀は作りはしたが傷があつたため納品できなかったという清右衛門の伝言を岩永という人物から聞き、それならば仕方がないとしている。

刀は、原料となる鉄を繰り返し鍛錬することにより、堅牢で美しい形にしていくわけであるが、刀作りの最後の段階である研ぎを行うまで傷があるかどうか判断できない。また、刀工自身は調子を見るための鍛冶押しといわれる荒研ぎの段階までしか行わず、最後の仕上げは研師の手にゆだねられる。そのため、この研師の手に渡つた段階で傷が見つかることもある。今回の場合は、刀工による荒研ぎの段階で傷がでたため約束したであろう日に納品できなかったものと思われる。

研ぎに関しては、一月二二日付の第二の書簡に、「然者刀出来候而其内二ためし二合とき・拵等仕度候、爰本御發足七月中二可有之与風聞申候得者、其内二八餘程いそぎ不申候ハ、かけ二逢兼可申与存候条、何とそ急度出来申候様二御肝煎可被下儀奉頼候、」とあり、注文者が刀を研ぎ、拵を作りたいので早く仕上げてくれるように依頼している。このことが

ら、注文された刀は、荒研ぎの状態です。注文者に納品されたと思われる。当館は、中村家から寄贈を受けた荒研ぎの刀を所蔵しているが、刃文は見えるものの手でつかんでも切れるものではない。

この例では、刀を作り、仕上げるという一連の作業の中ではその一部とも考えられる研ぎという作業は、刀工からの紹介や繋がりによって行われたものではなく、注文者によって行われたようである。荒研ぎまでできた段階で、刀工自身の仕事は完全に終了したと捉えられる。

納品された刀は、注文者によって研師に依頼され、現在私たちが目にする日本刀のようなすくく美しい姿に仕上げられた。研ぐわけであるからサイズも変化し、刀の細かな働きや美しさがこの段階で目に見える形で現れてき、刀身を入れる拵の製作ができる状態となる。逆に言えば、刀が完全な形に研がれてしまうと、刀身のままにしておくことはできず、何らかの入れ物が必要となる。このため、研師は刀の善し悪しを見る目を含め、特注品である拵に関わる職人との関係も密であったと思われる。

中村家文書には、刀が荒研ぎの状態です。注文者に納められたことを伺わせる書簡がもう一点含まれている。これは注文者である十兵衛からの依頼を受けて、白尾四郎兵衛が刀工中村清右衛門へ宛てたもので、その中に「然者先比御無心申入置候刀、先比作調被下候處きす有之、無是非相返し申候、依之何とそ當秋中二八御作調可申奉頼候」とある。これによれば、過日作者の清右衛門から納品された刀に傷があるので返品するところあり、すなわち荒研ぎの状態です。納品されたときには分からなかった傷が、研ぎを行うことによって現れてきたため、結果返品となった例と考えられる。一度納品されたものではあるが傷ものであったため、結局刀は返品され、新たなものを作り直すよう依頼されている。

このように、刀の研ぎが注文者によって行われた例をあげてきたが、しかし、研ぎの技術によっても作った刀の善し悪しが左右され、研ぎが刀製作の最後の仕上げといった性格を持つことを考えると、刀工と研師との関係は非常に緊密であったと考えられる。おそらく、刀工の立場からも研師選択の希望があったであろう。今回の例では、研ぎという作業は、依頼者が主体となって行われているが、そこにはやはり刀工の意見なども反映されていたと思われる。

ここで助右衛門は、江戸への出発を七カ月後の七月としているが、それでも研ぎと拵の製作をすると、よほど急がなければ出発に間に合わないとしている。助右衛門が刀の納品を催促する理由に、拵の製作に関する事情がある。刀はどれ一つ同じものがない特注品であるために、その拵もまた特注品となる。また、拵は細かい部分から成り立っており、一人の職人によって作られるものではなく、鞆師や鐺師、錐師、象嵌師といった金工師などの多くの職人の手を経て完成される。そのため、すべての製作工程を終えるのにはかなりの時間が必要であった。それを見越して、助右衛門は、清右衛門に早い納品を願っているとと思われる。

この書簡では、七カ月という期間をあまり時間がないと捉えていることは分かるが、具体的に拵を製作するのにどれほどの期間を要していたのかは分からない。

また、文中に「其後書状を以式尺三寸八部二御作可被下之由申入置候得共、取前申越候調文之通、式尺四寸五部二御作可被下候」とある。この一月二日付の書簡の前に、助右衛門は刀の長さを変更して欲しい旨のもう一通を書き送っていることがわかる。このため、納品されなかった刀の長さは、最初の注文書から変更された二尺三寸八部であったこと

になる。しかし作り直しを機に、やはり元の長さでいい旨を依頼しているのである。ここですでに二度の仕様変更が行われているが、こうしたことは間々あったようで、中村家文書に含まれる書簡類の中に、長さや厚さの変更の依頼は散見される。

薩摩には刀工が数多くいたわけであるが、第一の書簡の中で、助右衛門は中村清右衛門に注文をした理由を端的に記している。「鹿兒嶋其外方々刀作有之候得共、或ハびやくちやうまがい、或ハ細り腰を切候而も刃のくわらく仕刀斗二而候故、それ故貴様江御無心申上事二御座候条、」とあり、素人作りのような、鍛えが満足のないものでないものや、柔なものを切っても刃ががらがらで欠けてしまうようなものばかりなので、清右衛門に依頼したとしている。この当時、鍛刀の技術が低迷していたのであるとか、できのよくない刀が多く出回っていたことが窺える。

その他、書簡の中には清右衛門による、川上という人物の刀の反りが気に入ったので同じにして欲しいとか、権之進の刀の重ねは薄すぎるとか、もう少し反つていても差し支えないといった具合に、野本という人物の注文の刀への並々ならぬ拘りが浮き彫りになっている。その理由は、「一生一代之御弓箭用之大事成刀二而候間」ということであつたのであろうか。

第三の書簡は一月一八日に出されている。この内容はあくまでも刀納品の催促で「頼存置候刀取早御作被成時分二罷成候」と、もう刀はできていてよい頃であるとしている。第一の書簡であつたとおり、はじめ刀は注文からわずか一週間でできていたことを考えると、正月を挟んだとはいえ、作り直しが決まってからこのとき既に二〇日を経過しており、かなり遅れていると助右衛門は感じているようである。しかし残念なが

ら、この刀がいつ野本助右衛門の手に渡されたのかは不明である。

この一連の史料から、刀の注文に関する流れをうかがってみると、まず、依頼者によつて刀の形やサイズを指定した注文書が記され、それを刀工が受け取り刀を製作する。製作にどのくらいの期間を要したかについては、前述のように一週間で一度仕上がり、依頼者は二〇日経つともうできていてもよい頃であるとしている。刀は荒研ぎの状態で納品され、それを受け取った依頼者が研師にさらに依頼して研ぎを行った。この研ぎの際に傷が出た場合、刀は傷ものとして返品され、刀工は作り直さなくてはならなかつた。

(2) 注文主と依頼者がちがう注文



刀注文書 2月19日

御刀調文
 一惣長式尺三寸五部
 一重式部半
 一横手先巻寸八部
 一反八部 但本之方二而そらせ
 右之通 八五郎様御用候間、作調可被差上候、以上、
 二月十九日
 中村清右衛門殿

これは、注文主の意を受けて、注文されている例である。刀の長さ、重ね、反りといった基本的なところのみ希望を示し、その他は刀工にまかせ、「作調可被差上候」といった文言が付く

というスタイルである。中村家に残る注文書の中には、このスタイルのものが多く、一般的な刀注文の形式であるのかもしれない。残念ながら、中村家の注文書以外に、比較する資料を目にしていけないので、推測の域を逃れない。

文中に「八五郎様」という名前が見えるが、中村家の主家である肝付家の八代当主兼伯の弟に兼張という人物がおり、八五郎と名乗っている。これも推測の域を出ないが、この人物が兼張であるとすれば、享保一四（一七二九）年に生まれ、延享三（一七四六）年には没しているので、ここでの清右衛門とは、中村清方のことであるかもしれない。

次に中村家に残る注文書の中で唯一、拵の注文まで刀工である中村家に行われた例を紹介したい。

一 御懐中劍 覚

壹柄

但重ね御本二而四分、中程厚く、其他長さ、幅かつかう惣而御本の通、

一 右御本

壹柄

一 朱さや

一 しとめ銀角

一 鐺ぬり角

一 せつは はゞき金きせ

一 ふち無地赤銅 頭ぬり角

一 目貫銀骸骨

一 洗鯨

之節々

先日小市参上、節被仰付候御注文之内、御刀長式尺四寸八分与有之候得共、式尺六寸五分二して三部そり二被仰付候間、御注文其通相直置急度相調可被^{（差上）}候、御懐中劍之儀も江戸御用二而候間、同前二切角情を成造調可被差上旨可申越由御意候条、聊も御油断被成間敷候、以上、

巳十月十八日

白濱此右衛門

中村清右衛門殿

懐中劍の注文と、先に注文していた刀の長さの変更依頼である。前述したが、刀工は荒研ぎの段階までしか行わず、研師によって研磨されて初めて、拵が作れる状態となる。そのため、拵については、刀を仕上げ、その善し悪しを見る目を持つ研師に関わることが多かったと思われる。この注文書には、「同前二切角情を成造調可被差上旨可申越由御意候条、聊も御油断被成間敷候、」とされているので、何かしらの縁で異例に中村家に注文が成されたものと思われる。しかし、刀工に対して拵の注文を具体的に注文しており、刀工と拵師の関係を窺わせる。

この拵の注文に記された内容を見ると、朱塗でかなり豪華なものが連想されるが、江戸の御用品ということで、江戸にいる藩主の室などについていた人などの品であろうか。

この覚の中に、刀の注文を実際に参上して仰せ付けられた人物として、小市という名前が見える。のちの玉置安代である。そのため、この覚えの年代は安代が生きていた延宝八（一六八〇）年から享保一八（一七二八）に限定される。この一〇月一八日付けの中村清右衛門宛の覚の年代について考えてみたいが、安代が参上して刀の注文を受けたが、その注文先が中村清右衛門、すなわち中村家に対して行われたものであることを考えると、安代が中村家にいた正徳元（一七一）年までの可能性が高い。そうすると、元禄一四年と考えたいところであるが、差出人の白濱という姓は、安代の母の実家の姓と一致しているため、注文者が非常に中村家と玉置家に近い人物であるとすると、安代が玉置家に移った後のものである可能性もすてきれない。

(3) 御用品としての刀注文

中村家文書の中には、御細工所からの注文に関するものが三点含まれている。これらはどれも、元服用の脇指の注文に関するもので、注文書そのものは確認できないが、関連する史料である。

①

御納戸御用之元服脇差老腰打調、中村清右衛門江申渡、打調差出候處二、御用二相立候二付、中心すり調差出寄候ハ、其元へ申達、名代にて受取差越候様清右衛門申出置候間、儘成人老人罷出受取差越候様可申渡候、
御細工所
卯正月廿五日
喜入屋敷様
役人御中

②

覚
一鍋地金五斤
代銀
一鍛冶炭拾四表
代銀
一刀番子拾四人
賃飯米
一鍛冶手間拾人
賃飯米
刀鍛冶工御扶持人二而無御座候、
右之御納戸御用之元服脇差老腰御いかたを以打調差出候處、疵有之、御用不相立候付、自分手間入有を以打遣申渡、打調差出御細工所へ相納申候間、右之通相渡候様可被申渡候、
御細工奉行
三原九兵衛 印
丑三月三日
大寺仲兵衛
大河平源助
物奉行宛

③

一鍋地金拾斤
代銀二して
一鍛冶炭貳拾八表
代銀二して
一刀番子貳拾八人
賃飯米
一手間貳拾人
右同
但御扶持人二而無御座候、
刀鍛冶工
右同
中村清右衛門
日置平六
右者御納戸御用之元服脇差老柄之御いかたを以相調候間、右之通相渡候様二可被申渡候、
但打調差出御細工所蔵へ預候、
御細工奉行
三原九兵衛印
子閏十一月廿三日
山下次郎八
大寺仲兵衛
大河平源助
物奉行衆
右表
一真米貳斗三升三合四夕
外二三合六夕
一赤米三斗三升九合六才
外二五合四才
一赤米三斗三升九合六才
外二五合四才
一錢四貫貳百八十六匁
銀二して六拾貳匁式分
鍋地金拾斤代
拾九分九厘貳毛
鍛冶炭貳拾八表
壹表二付七分壹厘四毛
拾三匁七分九厘
外二貳分壹厘
壹匁五分
刀鍛冶式拾人



細工奉行覚 宝曆7(1757)年3月3日

手間老人二付銀七分
真米老升二合ツ、

式拾七匁五分七厘

外二四分式厘

右銀

刀番子式拾八人

老人二付銀老勿真米

老升式合ツ、

御鍛冶工

中村清右衛門殿

日置平六殿

右可申渡也、

石川正右衛門 印

子間十一月廿三日

かね蔵役人

元服の際、脇指がどのように使われたかについては、『旧記雑録 家わけ二』の「元服時進上物目録写」に

写

肝付八郎右衛門家

右 御名代元服

進上物

一天井折三合、

一御樽三荷、

一御太刀・馬代、

一右元服人より進上、

一御太刀・馬代

右元服人親より進上、

一元服人兒烏帽子・素袍・袴着用、於 御前元服、

御名代御家老

理髪奏者番、

一元服人江御引渡シ被下、御名代御家老も盃被下之、御脇差拝領、

十一月

とあり、『藩法集 8 (上)』のなかの「御直元服之次第」に

・・・拜賜元服之辱、奏者某唱新名、拜畢退、而復出席、乃賜着座及御盃、且拜戴短刀、下席帶所貽之刀、四拜 御前、

とある。元服の形式はその家の格式によって別けられており、時代によって若干変化するようであるが、いずれの場合でも、儀式の最後に元服を迎えた者が刀剣を拝領するのが慣わしであった。この際の脇指の注文が、刀工中村家になされたものと思われる。

①は、刀が御用に叶ったので、中心の部分を整えて納めることになっているので、喜入屋敷の信用できる者を中村宅へ受け取りに行かせるように、細工所から喜入屋敷宛に申し渡したものである。

②は①と同様に依頼されたが、傷が見つかり御用に叶わなかったため、再度作り直し、細工所へ納品されたので、鍋地金、鍛冶炭、番子、手間についての費用を支払うよう細工奉行から物奉行へ依頼している。

この脇指の注文に際しては、①には「打調差出候處ニ、御用ニ相立候二付、中心すり調差出筈候ハ、」とあり、刀が打ちあがり、まだ中心が整えられる前の段階で、それが御用に叶うものであるかどうかの確認が行われている。この例では、御用に叶うものであったので、その後中心の仕上げに入っている。②でも同じく確認がなされたが、ここでは「疵有之、御用不相立候付、自分手間入有を以打遣申渡、打調差出御細工所へ相納申候間」とあり、傷が見つかったため作り直して納品された。

このように最終的な仕上げの前に、用に叶うかどうかの確認をすることは比較的行われたようで、次に紹介するものもその一例である。

注文

刀老柄

長式尺式寸八分

そり五分

本乃八、忖寸老分半

先八、忖寸

重ね四分半

中心八寸

右者此中為試刀作調差上候通二、鍛刃かね同前二造調急度可□上候、

寅二月十七日

中村清右衛門殿

異筆「右相調差上申候」

この例は、注文者の記述がないため、依頼主及び注文者が誰であったのかは全く不明であるが、ここでは試刀の提出が依頼され、注文者によって希望した刀の姿となっているかの判断が加えられ、この場合、試刀と同じように作るように指示されている。

②③の例には、納品された刀に対する支払いについての記述がある。刀の製作にかかった材料費と人件費の計上が記され、その支払いが御細工奉行から物奉行へ依頼されている。その際、刀の原料となる鍋地金は五斤、刀を鍛える際に必要な炭を一四俵、番子は一四人、手間人を一〇人としている。

刀を鍛えるときは、一般的には鞆の横に座り鉄を火に入れたり、取り出したりする刀工一人と、大槌を振り上げて鉄を叩く役目をする先手一人の二人ペアで行い、場合によっては先手が二人付くこともあったという。この史料②③に見られる番子は、この先手のことであると思われる。そのため、この番子一四人というのは、延べ人数ということではなからうか。手間も延べ人数であると思われるが、これは諸々の雑用をこなした者のことであろうか。材料の鍋地金と炭は銀で、番子と手間人へは飯米で計上された。

②には具体的な金額の提示はないが、③には、その具体的な金額まで

詳細に記されている。③は、先に示した解説文の中の波線の部分で切れている。しかし、日付がどちらも子閏十一月二三日であること、対象となっている人物が同じく中村清右衛門と日置平六であること、どちらにも鍋地金、鍛冶炭、番子、手間の表記があることを条件に、これらは一連の文書であると判断し、繋いだ形で紹介している。

③の前半部分は②と同様に、細工奉行から物奉行への刀製作に関する費用の支払いを求めるものである。そこから後の部分は、具体的な金額が並んでおり、一連の文書であるとすれば、石川正右衛門という人物がかね蔵役人に出されたものである。しかし、その意味するところは筆者の知識不足により捉えることができなかった。そのため、一連のものであるかどうかの判断も含めて今後の課題として残っている。

③は日付に「子閏十一月廿三日」とあるが、『藩法集8(下)』によれば、物奉行という役職は、寛永年間(一六二四〜一六四三)頃から見られるとあり、それ以降の子閏十一月というのは、宝暦六(一七五六)年である。この頃、中村家で清右衛門と名乗っているのは清方のみなので、この史料の中の中村清右衛門とは清方であると考えられる。

また、③には細工奉行として「三原九兵衛、山下次郎八、大寺仲兵衛、大河平源助」の名が見えるが、このうち三原、大寺、大河平の三名は、史料②にも見られる名前であるため、極めて近い時期のものであると考えられる。おそらく、②は③の記された宝暦六年の翌年、宝暦七年丑三月のものかと判断してよいであろう。

紹介した三つの史料を見ると、元服用の脇指は御納戸方のご用意品であって、その注文は細工奉行を通して行われている。そして、それに対する代金の支払いは細工奉行から物奉行に依頼がされているので、物奉

行によってなされたようである。

③も②と同様に元服脇指の注文に関する史料であり、こちらは刀工二人に対するもので、一人あたりの材料費と人件費、すなわち鍋地金、鍛冶炭、番子、手間ともにその数値は、②の二倍となっている。つまり、刀工二人がそれぞれ刀を製作し、その計上であると思われる。

このように、年は違うが、その計上が一致していることを考えると、鍋地金五斤、鍛冶炭一四俵、番子一四人、手間人を一〇人、このように、元服用脇指の製作に関する材料費と人件費は、予め規定されていたのではなかろうか。ただし、その規定に、刀工に対してのランク付けがあったかどうかは不明である。

おわりに

中村家と刀の注文書について述べてきたが、とくに注文書については、全国の刀の産地の中にその存在は間々見られるものの、これまであまり紹介されたことがなかったらしく、今回この小文を執筆するにあたって、比較検討を行う資料がなかったことは非常に残念であった。日頃、美術品として捉えられるものについての歴史的資料は、得てして取り扱われることが少ないように感じているが、筆者自身の反省も含め、今回そのことに随分悩まされた。

また、筆者の刀剣についての知識不足のため、あるいは情報を捉えきれていない点が多々あると思う。とくに、注文書の中の御用品としての注文の部分で扱った史料③については、内容を捉えきれないまま掲載した。調査研究が不十分であったことを紙面を借りてお詫びするが、ここに示しておくことによって、先輩諸氏、あるいは後進の方々のご教示、

調査研究により、その示すところが明らかとなることを希望し、あえて掲載した。今後調査の対象として、これらの史料が扱われていくことを希望する。

末尾ながら、本稿執筆にあたって、貴重な中村家の史料を拝見する機会を与えてくださった中村幸夫氏に感謝申し上げます。